

京都大学 全学共通科目
「ポケット・ゼミ 歴史・外交・法」

「満州事変」

最終報告書

法学部 一回生

糸井健太 佐々木大祐 瀬津成弘 戸田早紀子

目次

- I. はじめに
- II. 満州事変の概要
- III. 満州事変における法的問題点
 - A. 「満州国」と領土保全
 - 1. 領土保全に関する条約
 - 2. 軍事占領と建国運動
 - 3. 日本側の主張
 - 4. 満州国建国に対する評価と対応
 - B. 「自衛権」と武力攻撃の合法性
 - 1. 自衛権の変遷
 - 2. 不戦条約と自衛権
 - 3. 満州事変と自衛権
- IV. 戦争違法化体制の不備
 - A. 戦争違法化体制の歴史
 - B. 戦争違法化体制の制度的問題
 - C. 戦争違法化体制運用上の不備
- V. どうすれば満州事変の拡大を阻止しえたか
 - A. 不備を踏まえて考え得る改善
 - B. 戦後の国際社会

[別掲]

参考資料

参考文献リスト

I. はじめに

1932年9月18日夜、中国軍の満鉄爆破を口実とし、関東軍は大挙して軍事行動を開始した。満州事変の勃発である。

後述するように、当時は国際連盟規約、不戦条約などが締結され、戦前のように恣意的な戦争及びそれに準ずる行為を行うことは、たとえ大国であっても法的に違法とされていたはずであった。しかし満州事変は勃発し、その間国際社会は日本に対しその侵略行為の停止を強制するどころか、侵略か否かの判断すらも為し得ず、上海事件、「満州国」建国、そして日本の国際連盟脱退へと事態は目まぐるしく進展していく。小論の目的は、第一次世界大戦以降に戦争を違法化する体制を作り上げた国際社会が、柳条湖事件に端を発する満州事変の拡大をなぜ止められなかったのかを法的側面や体制の面から深く考察し、「満州事変」に対する紋切り型の認識にとどまらない理解を得ることである。

(尚、便宜上、満蒙地方については「満州」「満洲」「東三省」などと表記されるが、本小論内では「満州」と表記する。また当時の中国地方やその政府は「中国」「中華民国」などと場合に依りて表記するが、引用文内の「支那」「シナ」はそのまま記載する。引用文の漢字・仮名遣いは現代の形式に改めた)。

II. 満州事変の概要

満州事変とは、1931年9月18日に奉天郊外の柳条湖で、関東軍（満鉄を守備する日本陸軍）が南満州鉄道（満鉄）の線路を爆破した柳条湖事件に始まり、関東軍による満州全土の占領、そして1933年5月31日の塘沽協定成立までを指す。ここでは柳条湖事件からの経過について略述したい。なお本節は主として、臼井勝美『満州国と国際連盟』（吉川弘文館、1995年）によった。

A. 柳条湖事件

柳条湖事件は、満洲事変の発端となった事件である。陸軍省は満州問題の根本的解決を即時実行することを決め、1931年9月18日、中華民国の奉天（瀋陽）郊外の柳条湖で、満鉄路線を爆破し、それをきっかけに中国軍の兵営を奇襲占領した。これが柳条湖事件である。陸軍は満鉄船爆破が中国軍の手によるものと宣伝したが、実際には関東軍参謀の独断専行ですらなく、陸軍中央部と関東軍の共謀によるものであった。日本政府は、事件の翌日9月19日に緊急閣議を開き、幣原外務大臣は関東軍の謀略ではないかと追及したが、南陸軍大臣の関東軍の自衛行為であるとの主張が通った。閣議では、事態をこれ以上拡大しない方針が決められた。しかし関東軍は日本政府の不拡大方針を無視し、中華民国東北地方の占領行動に移った。長春など一部を除き関東軍はほとんど抵抗を受けることなく19日中に各地を占領した。さらに関東軍は本来の守備範囲である満州沿線を離れ、吉林をも占領した。事件勃発当時北京にいた東北边防軍司令官張学良は緊迫した情勢の中で日本軍の挑発を警戒し、関東軍への不抵抗を部下に命じていたこともあり、激しい抵抗を受けることもなく占領は進んだ。

B. 中国の連盟提訴と連盟の遅れた対応

蒋介石国民政府主席は柳条湖事件を江西省南昌で知った。蒋介石は自ら指揮する共産軍包圍討伐作戦を止め急ぎよ南京に帰還することになった。国民政府は日本公使に対して1928年に締結された不戦条約に違反するもので直ちに原駐地に撤退するように嚴重に抗議した。そして21日、ジュネーヴにおいて国際連盟規約第11条に基づいて、連盟に「国際の平和を擁護するため適当且つ

有効と認むる措置」をとることを要求、緊急理事会が開催されるにいたった。そして翌 22 日、日中紛争審議のため理事会が開催された。中国が日本軍占領地の拡大を指摘、事態の重大性を訴えたのに対し、日本は事件の背景には満州の日本権益を脅かす中国側の行為（日貨排斥など）を強調する一方で日本は事態を悪化させる意図を持たず中国との直接交渉によって平和解決が達成できると強調した。理事会議長レルーは両国に事態の悪化を防ぎ、軍隊を撤退させるよう要請した。それに対して日本は「大部分の日本軍はすでに満州付属地（原駐地）に復帰しており、若干が治安維持のため瀋陽、吉林そのほかの地域に残っているに過ぎず、軍事占領はなんら行っていない」と主張した。結局、当事国以外の常任理事国は満州事情に暗く、総会では日本側の日本人の生命・財産の安全が保証されればすでに開始している鉄道付属地への撤兵を継続するとの声明及び、中国側の日本人への安全への保証を前提とする決議を採択して休会することになった。

C. 外国の反応

この間諸外国の対応は比較的宥和的なものであった。イギリスは国内問題に忙殺され、また日本の満州権益に対してある程度の理解を示していた。アメリカではスティムソン国務長官は満州事変が拡大することを憂慮していたが、幣原外相を信頼していた。しかし錦州爆撃の後からアメリカは態度を硬化させた。スティムソン米国務長官は声明を発表し(スティムソン・ドクトリン)、非合法手段によってもたらされるべき一切の結果は承認することができないとの声明を発し、不戦条約と九カ国条約の遵守を日中に喚起した。ソ連は満州問題について不干渉主義を貫くことを示し、日本に対し宥和策をとった。

D. 上海事変、満州国、リットン調査団報告、そして国際連盟脱退へ

上のように満州における日本の行動は中国以外の諸列国から激しい非難を受けなかった。しかし、上海事変が勃発すると事態は急変する。日本の中国侵入は中国民衆の抗日運動を激化させた。1931 年上海で日本人僧侶が殺害される事件に端を発し、中国軍と日本海軍陸戦隊と軍事衝突が起こった。欧米の権益が集中している国際都市での軍事衝突により列国は硬化した。しかしこの衝突は意図されたもので、満州から列国の目をそらすためであった。リットン調査団が中国に訪れる前に溥儀を擁立、「満州国」を建国し、既成事実を作るためである。しかし 1932 年 3 月から 6

月まで中国と満洲を調査したリットン調査団は、10月2日に至って満洲事変を日本による中国主権の侵害と判断し、満洲に対する中華民国の主権を認める一方で、日本の満洲に於ける特殊權益を認め、東三省に中国主権下の自治政府を建設させる妥協案を含む日中新協定の締結を勧告する報告書を提出した。その後国際連盟臨時総会はリットン報告書に基づいた勧告の採択を行い、日本は反対を示し、松岡洋右が国連脱退表明を行うのである。こうして国際社会から孤立していく日本は、戦争への道へ歩を進めていくことになるのであった。

Ⅲ. 満州事変における法的問題点

満州事変はさまざまな国内的・国際的な法的問題を含んでおり、特に後者の内のいくつかは戦争違法化体制そのものの在り方と密接に関わるものでもある。本章では特に領土保全の尊重と侵略的武力行使の禁止に関し、その侵害を疑われた日本がどのように中国をはじめとする連盟国やアメリカの非難をかわしてその介入、制裁を回避したのか、そしてそれがなぜ可能であったかを考察し、以って戦争違法化体制の不備を浮き彫りにする。

A. 「満州国」と領土保全

満州事変期においては、日本軍の占領行為や「満州国」の建国が中国の「領土的行政的（政治的）保全」を侵害したか否かの問題が発生する。領土保全は連盟規約 10 条と九カ国条約によりその尊重が義務付けられており、特に前者に違反したとなれば、同時に 12 条や 13 条に抵触する可能性も高く、そうなれば 16 条適用に依る制裁の発動さえあり得る。本章では日本と他国との議論の中からどういった点が大きな争点であったか抽出するとともに、一連の領土侵害に対する国際社会の対応が充分なものであったのかも検討する（この章では中国の領土保全の尊重が侵害されたか否かに焦点を絞り、満州国建国に際しての「国家の承認」や「国家成立の要件」の問題については触れないこととする）。

1. 領土保全に関する条約

満州事変当時、中国の領土保全を日本が尊重することは二つの法規範によって義務付けられていた。ひとつは国際連盟規約第 10 条であり、連盟国に対し連盟各国の「領土保全」及び「現在の政治的独立」を尊重し、且つ「外部の侵略に対し之を擁護」することが定められている。この条文に現れる「領土保全」と「政治的独立」という言葉については立作太郎の説明が詳しい。

「所謂領土保全とは、一国の領土を、その現在の地理的範囲の状態において維持することである。政治的独立とは、一国が生存を失わず、かつ名実ともに国外のほかの勢力に対する政治的従属関係に立たざるの状態を指すのである¹」。

そして規約 10 条ではこれらの尊重と擁護を連盟国に課しているが、「尊重」と「擁護」はどのようにして行われるものと解されていたのであろうか。立は、「尊重とは自ら故意に之が侵略を行わざるの義務」のことであるとし、「擁護」の語に関しては、すべての連盟国の兵力行使をも含む「担保義務」を規定していると主張するが、「擁護」の解釈については諸説紛々あるとしている²。しかし連盟加盟国が相互にそして一般的に、領土保全と現存する政治的独立とを侵害しないという消極的義務の方は、一貫してさしたる異論なく規約に受け入れられた。そして連盟規約上、少なくとも、力による領域的政治的状況の変更が禁じられることに疑いはない³。よって満州事変の際の占領行為に伴う関東軍の行政機能の接收は規約 10 条に触れうる可能性があるが、最も問題となるのは満州国の建国への関与である。これは後に詳説する。

1928 年に発効した九カ国条約も中国の領土保全を謳っている。こちらは連盟規約に比べ、より広範な権利保護を謳っているが、そのうち領土保全と特に関わるものとして 1 条の 1 項・2 項、それと 2 条と 4 条が考えられる。立は 1 条 1 項に現れる「行政的保全」の語に関し、「現在の状態よりも一層行政の不統一を致すことを外部より助長することなく、又現在の状態よりも一層外国の勢力を行政に関してシナに侵入せしむる事なきを意味し、要するに行政的保全尊重の義務は、シナの中央政府の行政権の現在より以上及ぼざる地域を新たに作ることを外部より企図することなきの義務を指す」としているが⁴、10 条の政治的独立の尊重同様、占領軍がこれを侵害しなかったかが争点となる。また安固な政権確立のための機会を中国に与えることを 2 項は規定しているが、これは政府の確立維持に対して故意に障害を与えないことを定めるものであって、中国政府への積極的支援の義務はないとされる⁵。そして 2 条は 1 条に違反する条約、協定などの締結を禁じるもので、日満議定書締結とかかわる。さらに「支那領土の特定地方に於て勢力圏を創設」することを 4 条で禁じており、この条約に関して満州国の運営・建国の担い手が問題となる。

2. 軍事占領と分離運動

事変に際しての政府・軍の行動は既に概略として述べているが、ここでは特に領土保全とかかわるものだけを取り上げる。関東軍の武力発動を指導した石原莞爾の構想は満洲の軍事占領＝領土化論であり、彼は 1928 年に参謀に就任して以来「満蒙問題の解決は日本が同地方を領有するこ

とにより初めて完全達成せらる」との思想を関東軍参謀本部の中に浸透させていったとみられる⁶。

事変勃発後、9月18日から20日までに関東軍は奉天・長春・營口などの都市を占領、翌日吉林に入城し、土肥原大佐を市長として奉天に臨時市政を敷いた⁷。そこでは軍が任命した日本人による金融機関及び行政機関の接管が行われた。関東軍は単に中国側の軍事力を排除しただけでなく、反抗行為に出たわけでもない張学良政権の行政機関をも排除して、独自の軍事政権を施行しているのであり、そこではすでに、局地的軍事衝突への対策という範囲を踏み越えた政治的意図があらわになっていた⁸。またこの間に関東軍参謀らによって「満蒙問題解決案」が作成され、「我が国の支持を受け東北四省及蒙古を領域とせる宣統帝を頭首とする支那政権を樹立し在満蒙各民族の楽土たらしむ」との方針が打ち出されている⁹。

さらに関東軍は錦州・ハルビン攻略と並行して、奉天市政の中国側への移転や吉林などの省政府独立の支援をする¹⁰など、「建国」運動を開始し、12月中旬、「簡明直接而かも威力ある独裁的機関」¹¹として軍司令官の下に統治部を設立した¹²。リットン調査団の派遣が連盟理事会で決定されると、関東軍は建国準備を急ぎ¹³、反対勢力の武力鎮圧や奉天省政府の改組を行い¹⁴そして1月22日の幕僚会議で新満蒙国最高機関・人権保護条例などの大綱を決定して建国工作に入るなど、その後も関東軍の参謀らを中心として建国準備は進み、3月1日に「満州国」は建国宣言を発した¹⁵。板垣参謀が執政就任前の溥儀に署名させ、後に溥儀署名のもとに発効した書簡には、国防及び治安維持を日本に委託すること、関東軍が国防上必要とする鉄道、航空路などの管理・新路建設は日本または日本指定の機関に委託すること、日本軍が必要とする施設の援助、関東軍の人事介入権などが記されていた¹⁶。

日本国内では様々な議論がなされたが、建国から6ヵ月後、世論に強く押された¹⁷日本政府は、満州国が「独立の一国家」¹⁸であることを日満議定書で承認した。

3. 政府の主張

前述したように、関東軍は明らかに中国の領土を分離し実質的支配下に置くことを念頭に置いて行動をとっていたが、そうした意図や条約違反なる行動の実際の全てが、必ずしも事変中に明らかになることはなく、満州国建国から満州国不承認を含む決議が採択されるまでには1年もの

時間がかかっている。しかし連盟の議論の場で中国代表は「満州における一切の重要都市は支那当局の統制を脱却せしめられるに至り各地方の行政機関はいずれも改組させられ」ていることを指摘しているし、日本の条約違反を宣言して満州国政府を「解消」すべきだとも主張している¹⁹。また融和的とされる列国でさえ、日本軍の錦州占領直後に出され、「支那共和国の主権、独立又は領土的若しくは行政的保全」などの権利を侵害する「事実上の状態」や「条約または協定」を一切承認しないと宣言したアメリカの「スティムソン(フーバー)・ドクトリン」を支持しており²⁰、日本軍の行動に強い疑いの目を向けていた。

こうした批判に対し日本政府は、閣議で若槻首相が「満州政権樹立に関しては一切関与すべからざる旨」を表明し、同様の意思表示を中国側にも説明したが、このような取り締まりが現地で実際に行われることはなかったに等しい²¹。また第一次声明で日本軍による都市の軍事占領と事態の拡大を否定し、第二次声明では日本軍駐屯の理由を「帝国臣民の生命財産の保護」としている。満州国建国後にリットン報告書が「右の地域(満州:筆者注)は法律的には完全にシナの一部である」とし、「満洲国」の創設に寄与した要素のうち、もしそれがなかったら新国家は形成が無かったと思われる要素は「日本軍の存在」と「日本の文武官憲の活動」であり、したがって「満洲国」を「純粹かつ自発的な独立運動」によって出現したものと「思慮することを得ず」として満州国建国への日本軍の関与を暴露した²²後も尚、日満議定書で「満洲国が其の住民の意思に基づきて自由に成立し、独立の一国家を成」したとし²³、これより後も「自発的独立運動」主張に立って領土保全侵害の追及を回避しようとした。

自発的独立運動にかこつけば諸条約と抵触しないという考えは陸軍中央も同様であった。「昭和六年秋末に於ける情勢判断同対策」の九カ国条約に関する記述を見ると、「…満蒙新政権の樹立は表面支那自体の分裂作用の結果なりと認め得るとするも帝国が既得權益を更に拡充し或は独占的状态に出ずるが如きは明に本条約の趣旨に抵触」し、「米国の態度」が「急変」するかもしれないと予測するが、「幸に米国の武力は勿論(中略)経済封鎖に対しても帝国が之れを惧るる」必要はなく、規約16条による制裁の効果にも「多大の疑問」があるとしている²⁴。また参謀本部の「独立国家の承認問題について」のなかでは新国家を日本だけが承認することになれば適法政府とその存立を争う「叛徒国家」に時期尚早の承認を与えることとなり、九カ国条約1条2項の精神に悖るものと看做され得ると警戒していた²⁵。陸軍中央においては、新政権樹立自体は「支那

自体の分裂作用の結果」として言い逃れできてもその後の排他的特権の獲得や過早な承認は九カ国条約と抵触する可能性が高いと認識されていたのである²⁶。

またこの文章では九カ国条約が現在の情勢に適合しないとして改定の必要性を述べているが²⁷、こうした考えも現実の状況を踏まえた柔軟な法の適用をすべきとの政府見解と一致している。

4. 満州国建国に対する評価と対応

法学者らは満州国の建国に対しどのような立場に立ったのだろうか。

立作太郎は規約 10 条に関し、「一連盟国内に分離運動の起こる際に於いて、他の連盟国は、第 10 条に依りて、政府を助けて分離運動を禁圧するが如き義務を有するに至ること無かるべきである」とする一方で、分離運動に他の連盟国が「兵力的措置」を含んだ「援助措置」をとった場合は「単に規約 10 条の領土保全尊重の義務、又は一般国際法上の不干渉の義務に反するのみならず、（中略）侵略的、即ち攻撃的行為と認めらるるに至る」と考えていた。しかし同時に「自衛上の緊急に基づく行為、及び其の必然的の結果は、第 10 条違反となることはない」と断っており²⁸、それゆえ自衛権に基づく日本軍の行動は「毫もシナ領土に対する外部よりの故意の侵略行為を組成するものではない」としている²⁹。つまり立は自衛権発動により軍の行動の違法性はすべて阻却され、当然規約 10 条抵触も問題にならないと主張している。また九カ国条約についても、日本政府同様、「自発的独立運動」並びに「自衛権」でほぼ全て正当化している³⁰。

横田喜三郎は事変当時、事実認定が不確定であったことから法律判断を避けているものの、立とは異なった指摘をしている。規約 10 条そのものには立と同様の解釈をするが、領土の一部が母国から分離しようとし、それに援助・指導を第三国が与えることは「極めてデリケートな問題」であり、「純粋な法律論」としては違反になるとしている³¹。また第三国の援助がなければ本国に回復される可能性のあるような状態の国家にその第三国が承認を行うことは、本国に対する明白な内政干渉であるとも断じている³²。九カ国条約についても多くの点で法律判断避けているが、国家（あるいは自治政府）の本国政府からの独立が「外部からの圧迫、指導、援助なくして、全く任意に、その地方の住民の行為に基づく場合」であってはじめて 1 条 1 項の領土等保全尊重の義務に反しないとしている³³。

満州事変における日本軍の行動の違法性に対し対照的な立場をとる二人を簡単に比べたが、条

約の基本的な解釈にさほど相違はない。だが二人の主張から、領土保全尊重の侵害を証明するには軍事行動が「自衛権」に拠るものであったかという他に、事実認定の問題が重要であることがわかる。

では事実認定は連盟による調査でどのように結論付けられたのだろうか。

国民党政府は満州国建国の後、満州国は「完全に日本政府が武力を以て造れるものにして、その実権は確実に日本人の手に操られている」、そして満州国承認は、中国政府に対してしてきた、満州に何ら領土的野心はないとの声明、日本政府と満州国とは何ら関係ないとの声明が、「欺くものなること」を証明し、「中国主権と独立並に行政の完全を破壊して九箇国公約（マ）に反」することは明らかだ、と日本を痛烈に批判する宣言を発表している³⁴。またリットン報告書を受けた総会での報告書では、日本の「漸次的軍事占領は順次満州に於ける総ての重要都市を支那官憲の手より奪い而して各占領後には常に民生改組せられ」たとし、その結果として「該部分が支那の他の部分より分離せられ且独立を宣言せられたること」は「異論を挟む余地なし」と結論付けている³⁵。

これらの事実認定によれば、日本が連盟規約 10 条及び、九カ国条約（少なくとも 1 条 1 項）を犯しているという結論に達するのは当然の帰結であり、たとえ自衛権が正当なものであったとしても中国の領土保全の侵害は明白である。しかし報告書内に中国の求めた「日本の条約違反」が明記されることはなく、条約の遵守が確認されているにとどまる。たしかに前述のスティムソン宣言同様の所謂「不承認主義」は連盟決議として採択されている³⁶から、各国の、満州国を承認しないという態度³⁷は日本の条約違反を暗に非難しているともとれるので、少なくとも領土保全と政治的独立とを相互普遍的に尊重しあい、武力で侵害してはならないという規約 10 条の消極的義務の部分が、加盟国一般に定着していたということもできる。しかし加盟国が積極的に被害国（＝中国）を擁護することはせず³⁸、また連盟理事会の「具申」もなく、満州地方への中国の主権は侵害した「満州国」はそのまま存立していく。その原因はあくまで白を切った日本の態度のほか、事変全体を通して重要な争点のひとつであり、それによって他の条約違反の違法性を阻却できるとも考えられていた、日本の「自衛権」主張を完全に否定できなかったからである。

B. 武力行使の合法性

満州事変の発生当時、日本政府は中国軍との交戦、都市への空爆・占領行為などの軍の行動を「自衛権」に基づいた行為として正当化し、戦線を拡大し続けたが国際社会はそれを止められなかった。こうした背景には、事実上戦争が連盟規約 11 条及び 12 条、また不戦条約などによって違法化されていた当時であって、自衛権行使のための戦争が大きな抜け穴として認められていたこと、そして国ごとあるいは法学者ごとに異なった解釈・定義・適用の仕方を考えていたほど、その概念が曖昧であったという事実がある。そのため、事変期に日本が主張した「自衛権」の正当性を国際社会が素早く判断できず、事変の拡大を許してしまったのである。そこでここでは、日本軍の軍事行動の大義名分として利用された自衛権の問題点について述べるが、当時のその複雑性を理解するために、まず自衛権の変遷に触れたあと、日本軍の行動との整合性が最も問題となった不戦条約と自衛権の密接な関係を踏まえ、満州事変期に自衛権が誰にどのように唱えられたか、そしてその正当性についても考察したいと思う。

1. 自衛権の変遷

事変期において日本と他国との間の自衛権概念の誤差が明らかになるが、そうした当時の事態を検証するにはそれまでの自衛権の歴史的側面を見て、それが国際法の中でどのような位置付けにあったかを踏まえる必要がある。この項では第一次世界大戦前後で大きく変容した³⁹とされる自衛権概念の変遷を簡潔に述べる。

法学者の田岡良一は、自衛権（自己保存権⁴⁰）が問題とされた多くの国際紛争とその当事国の主張から、第一次世界大戦前の国際紛争で自衛権がどのように唱えられていたか記述している。そこでは、仮にB国が一切法的に違法な行為をとっていなくても、A国が自らの重大な利益が危機に瀕しておりかつB国の利益を本来ならば違法な方法で侵害するしかその利益を守る方法が無いとA国が判断したよう緊急な場合に自己保存権が主張されていた、と述べられている⁴¹。こうした自己保存権を国家が持つとされた理由について、横田喜三郎も多数の国際法学者らの意見をまとめ、世界全体の団結を維持するために個々の国家には自らの生存を守る義務があり、そのために必要な権利は認められるからだ、としている⁴²。そして「物質を獲得し、領土を増大」することをも自己保存権の範囲に含めるとの解釈が一部でなされていたのである⁴³。即ちこれは「領土

侵害を正当化する自衛権」と言い表わされる⁴⁴ような、侵略戦争の認められていた時代の強国側の理論と取れる。

しかし、近代化された戦闘手段により未曾有の惨禍を欧州にもたらした第一次世界大戦を経た後の国際社会においては、一転して戦争の違法化が模索されるようになった。国際社会は、自国生存のためなら他国侵略をも是認する自己保存権を批判して狭義に見直し、その中に含まれるとされた自衛権（急迫した不正の危害に対して防衛する権利）のみを認める方向へ向かった⁴⁵。そして注目すべきは、戦争違法化体制にあっても自衛権に基づく戦争行為は一般にその違法性を阻却されると考えられていたことである。そのため戦間期の自衛権は「戦争違法化の例外としての戦争あるいは武力行使を正当化する自衛権」とも言うこともできる⁴⁶。この自衛権の発動要件は以前にまして厳しいものとされていたが、その発動のタイミングが当事国の判断に委ねられるという危険な原則も一般的に了解されていた。

2. 不戦条約と自衛権

自衛権概念は前述のような変遷をたどったのであるが、国際連盟設立以降も曖昧であったその概念がよりはっきりとしたのは不戦条約の締結によってであった。それは締結交渉の際に各国の留保⁴⁷（解釈公文とも）が公文で表明されその中で自衛権について言及されていたからである。この項では事変期の日本の主張にも多々見られる「不戦条約における自衛権の留保」がどういった性質のものであり、また誰にどのように理解されていたのかを整理し、次項の理解を助けるとともにその問題点にも言及したい。

不戦条約は1928年に締結された。そののちに連盟規約を改正し不戦条約と制裁などに関してリンクさせる試みが議論されていたことから（失敗した）、それが連盟規約の戦争違法化機能を補完・強化する役割を期待されていたことは疑いない。それでは交渉のなかでなされた、アメリカ自身の留保、アメリカとの公文交換の中でなされたイギリス、そして日本の留保がいかに関し不戦条約の制限の外に自衛戦争を置いたかを見ていく。

まずアメリカの留保のうち自衛権と関わる箇所をまとめると、

- 1) 不戦条約は自衛の権利を制限もしくは毀損しない
- 2) 各国民は条約規定の有無にかかわらず攻撃または侵入にたいして其の領土を防衛する自由

を有する

3) 自衛の為の戦争に訴える必要があるか否かは当事国で判断する

4) そこに正当な理由があれば世界はこれを称賛し、逆ならその行動を罪悪とする⁴⁸

となっている。これはアメリカが、自国領土内の武力攻撃に対してのみ発動できるものとして自衛権を狭義にとらえていたことを示す。また自衛権の発動は主観的判断に拠るとしたものの、その正当性が後に国際的な審判によって決められるともしている。しかしこの後の上院の外交委員会報告書においては、

1) モンロー主義はアメリカの国家的安全防衛の一部である

2) 許容されている自衛権のなかにアメリカの国家的防衛系統であるモンロー主義は当然含まれる

とされている。モンロー主義とはヨーロッパがアメリカ大陸に何らかの干渉をする際にはアメリカはこれに介入するとした基本政策である⁴⁹。これは前者の自衛権留保ほどに公式なものではなく、一般的には留保と看做されていないにもかかわらず、アメリカ政府の自衛権理解として、日本の留保の検討段階において多分に参照されている⁵⁰。少なくとも日本は、アメリカが領土外もその範囲に含むとするものとして自衛権をとらえている、と考えていたのだ。

この後になされたイギリスの留保的声明は、

1) イギリスが特別の利益を有するある地域に対する攻撃に対して防御することはイギリスにとって自衛手段である

2) こうした行動を取る自由は害されないという諒解があるものとして条約を結ぶ⁵¹

となっている。これは自国領土外に対する攻撃に対しても自衛権を行使し得ることを明確にしている点で、アメリカの留保内に見られる自衛権とは外見上異なるものの、日本は「自衛権の範囲を無制限に拡張」することを可能にしたという点で両者を同質のものに見做していた^{52 53}。

しかし、こうした検討の後に日本がアメリカに通知した回答の中で、自衛権に関する部分は

1) 条約は独立国家に対し自衛の権利を妨げない⁵⁴

という箇所のみである。これに対し連盟の事務次長杉村陽太郎や自衛権を狭義にとらえていた国際法学者の信夫淳平は、明示的に特殊地域（＝満州）に関する留保を声明すべきだと主張していた。こうしたきわめて簡潔な留保だけに留めた理由として、ある政務次官は閣議のなかで

- 1) もし満州権益に関する明確な留保をすると、不戦条約交渉の裏で山東出兵を行っている日本の中国に対する行動に疑いが向けられる危険があるから
- 2) 自衛権は法的に不明確な概念であるが、その為広汎な解釈をできる長所がある。もし留保をして不明確さを除いてしまえば満州に対する将来の行動を拘束することになりかねないから
- 3) 将来もし広汎な自衛権を主張する必要が生まれれば、その時はイギリスの留保を引き合いに出せばよいから⁵⁵

などと説明している。注目すべき点は、後述する満州事変の際の日本の自衛権主張が2と3の趣旨と合致するという点だ。これは日本が不戦条約の理念を締結当時からないがしろにし、米英以上に自衛権を恣意的かつ広義に解釈することで逆に中国への侵略政策の正当化に用いようとする意志を早くから持っていたと見ることができる。

しかしアメリカのケロッグ国務長官は「日本の回答に付感謝の意」を表し、「日本が何れの場所に於ても自己の利益を保護する為の必要の措置を採る事は何等差支無き次第なる」と述べており⁵⁶、日本の留保についてきわめて楽観的であったことが伺える。また「不戦条約成立の裏面に在りて多大の貢献を為したる」とされるコロンビア大学教授のシュットウエル博士はその著書の中で、日本は極東においてモンロー主義に似た主張をしていたが、その地方に国民党及びロシアの勢力が進出しつつある現在において本条約に加わり、「主権国の自由行動に重大なる制限を加ふるを肯し」として日本の政府当局者を褒め称えている⁵⁷。アメリカは日本の真意を汲み取ることが出来ず、逆に賞賛する結果になったのだ。

このように日本は戦争違法化の潮流に逆行する意思を持って不戦条約に留保を付しているが、特定の領土外地域に自衛権の範囲を広げたイギリスや、それを黙認し自らも非公式にモンロー主義の遂行を自衛権のうちに含めたアメリカにも同じような態度が確かにあったことは否めず、それが日本の姿勢に影響を与えたのもまた事実である。その結果、極端な言い方だが、留保を付した不戦条約の締結により、日本は自衛の名を冠して満州で自由に行動することができるようになったのである。

3. 満州事変と自衛権

満州事変勃発後、日本は戦争違法化体制を破壊することではなく、あくまでもその体制内で自身の行動を正当化しようとした。武力行使を在在自国民の生命財産保護の権利を含む自衛権で説明し、中国に対する戦意を否定するとともに、それとの直接交渉による解決を主張するという議論のパターンを繰り返したのである⁵⁸。ここでは日本が事変期に主張した自衛権と国際社会で認知されていた自衛権との違いがどこにあったかを明らかにし、それが正当なものであったかどうか、また正当でないとするならなぜそのような自衛権を主張し続けることができたのかを明らかにする。

不戦条約の締結により若干の明確化がされた当時の自衛権について整理すると、それは国家あるいは国民に対する急迫または現実の不正な危害に対し、やむをえない場合にその危険を排除する範囲内において戦争行為をも含む手立てを講じる権利である⁵⁹。その範囲が在外居留民の危険にまで及ぶか否かは学者によって説が分かれており⁶⁰、領土内に範囲が限定されるか否かの問題もまた然りであるが、アメリカの留保内では一般的な自衛権の範囲が領土内に限定して解釈されているというのが一般的な見方であるし⁶¹、イギリスは領土外に範囲を広げる旨を留保でわざわざ述べていることから、自衛権の及ぶ範囲は自国領土外に及ばないというのがごく一般的な認識であったと言える。また前述のとおり、アメリカの留保内では発動のタイミングが当事国の判断に委ねられるとされた一方で、もしそれが不当なものであると判断された場合には何かしらの制裁が行われる可能性も同時に示唆されていた。このように自衛権は尚も曖昧な点を多く残しており、それは自衛権の正当性を事後的に判断する際にはその時々的情勢や政治的要素を多分に加味しなければならないという結果を生んだ。では満州事変の中でその曖昧な点がどのように議論されたのか、そして日本は如何にして自己正当化を続け、事変を拡大していったのだろうか。

前述の通り、満州事変は柳条湖事件から始まった⁶²。この後関東軍は素早く周辺の都市を占領し、政府の戦線不拡大命令にもかかわらず戦線を拡大していく。こうした軍の行動に関して事変に関する政府の第一次声明では、満州では不快な事件が頻発した結果、物情騒然とした雰囲気が生じており、そうした中で中国軍による鉄道爆破事件が起こったので、日本軍は現地の圧倒的不利な兵力差を考えて、自軍・居留民の安全を確保するために「機先を制して危険の原因を排除す

るの必要を認めこの目的の為迅速に行動を開始して抵抗を排除」した、としている⁶³。この主張はこの後も繰り返しなされたが、その際には必ず事変以前の中国人による日本権益の不法侵害とその結果としての在中日本人居留民の生命財産の危機を強調して他国からの同情を誘うだけでなく、そうした行為が自衛権の発動要件とされる相手国の「不正な危害」に対する「やむをえない」行動にあたることも仄めかしている。この後も、ボイコットなどによる特殊権益の侵害で緊張状態、中国の挑発で事件勃発、(先制的)自衛権に基づく攻撃という過程を主張した⁶⁴。これに対し中国側は、9月18日夜の鉄道爆破行為や挑発行為などの事実関係についての日本の主張を当然否定し、日本軍の早急な撤兵を要求し続けた。事変初期の連盟の場での議論においては日本と中国の争点は事実関係そのものであり、両者は自国の主張する事実に基づいて議論を行ったため、他の連盟国も「何が事実なりやと正確に判断することは全く不可能⁶⁵」という状況であり、法的な問題へと議論が深まることはなかった。

しかし1932年10月に公開されたリットン報告書が事変前の緊張状態や排日運動の存在をも含めて事変にかかわる包括的な情報をもたらした。そして事変当夜の日本軍の行動については鉄道の爆破が極めて小規模であったことから、それを以て「日本軍の軍事行動は正当なる自衛手段と認むること」は出来ない⁶⁶と断定した。そして報告書内の重要ないくつかの点を日本が認めなかったにもかかわらず、連盟内ではリットン報告書の実事認定に基づいて議論がなされるようになる。

こうして自衛権の正当性について争われるようになるのであるが、日本の自衛権主張がもっとも包括的に展開されているのは「リットン報告書に対する帝国政府意見書」である⁶⁷。このなかで日本は自衛権の行使を容認した不戦条約の間隙を利用し、自衛権を無限定的に解釈しているのである⁶⁸。例えば「危害の急迫及該自衛行為の必要性」のみならず、「擁護されるべき権益の重要性」によっても自衛行動の正当性が認められる、そして日本は満州において「特殊地位」を獲得するほどの重大権益を有していたのだから、「軍事的攻撃を受けた場合異常なる力を以て自己を防御せざるを得ざる」と主張している⁶⁹。こうした自衛権の主張は、保護の客体を満州における日本の「特殊地位」という曖昧かつ広範な概念に求めた点において、また先制的自衛権を主張した点において、さらには自衛行為の必要性・妥当性の判断をいつまでも自国にのみ留保した点において自己保存権的概念に基礎を置くものであったと言える。しかも伝統的国際法においても

自衛権行使の要件とされていた、受けた攻撃と自衛攻撃の規模の均衡性は、保護法益の重要性に巧みにすり替えられていた⁷⁰。

これに対する反論は、「帝国政府意見書」に対する中国側の意見書に見られる。そこでは自衛権行使が正当な理由に基づくならば世界はこれを是認するというアメリカ（ケロッグ）の考えや善意の自衛以外は不戦条約の適用外にならないとするアメリカ上院外交委員会の報告書を引用し、これらとリットン報告書の判定を以てすれば、日本が善意の自衛としての十分な主張を有するかどうかについてわれわれは容易に判断することが出来、よって自衛権の行使が正当な範囲内で行われたとする日本政府の主張はまったくの間違いで、国際法上でも慣行上でも正当化され得ないとしている⁷¹。この主張は日本の自己中心的な印象を免れ得ない主張とは異なり至極まっとうと思われるが、自衛権の正当性を誰が判断するか必ずしも明確できておらず、一般的原則の違反という明確な形で日本を論破するに至らなかった。

この後日本は、報告書を審議する理事会でも、鉄道爆破事件それ自体は「誠にたいしたことは無い」が当時の「異常な緊張」をリットン調査団は考慮していないとし、自衛権の行使を判断するのは各国の裁量に任せられるという原則を再び強調した⁷²。この松岡の演説に対し中国の顧代表は、自衛としてとる行為は計画されたものであったにもかかわらず、軍事占領を奉天にとどめず全満州にまで拡大したことは奇異だと指摘し、また不戦条約の各国の留保をことさら強調することは条約そのもの存在理由を失わせると反駁した。また日本がしばしば中国の混乱状態を理由に通常でない行動をとる必要があったと主張してきたことについては、「規約及不戦条約の主義は何れの地方に於いても必ず適用せれる」と確信しており、そういった日本の主張は条約の意義を失わせるものであることを強調した⁷³。こうした主張は不戦条約をはじめとする戦争違法化体制及びその理念を破壊する日本の主張に対し、その理念を強調・擁護し、現実の事態に厳密に適用することで連盟の機能を正常に機能させ、その力を以て紛争の解決に当たろうとした中国の態度があらわれている。

議論が総会に移って小国も演説も行われ、日本に対し批判的な雰囲気はさらに醸成される。これは自衛権の拡大解釈や例外的適用により大国の侵略が是認されてしまう前例がつけられることを阻止したい思惑があるからだろう。スウェーデン代表のウンデンは、自国の（自衛）行為は自分だけで判断できるが、他国の混乱状態はその隣国の戦争行為・領土の併合を正当化するもので

はないとし、日本が事変勃発以来、中国の内乱状態を殊更に強調して自衛行為の正当化を図ったことを非難した。同様の主張はノルウェー代表にも見られた。またギリシャ代表ポリチスは自衛権の定義は困難としながらも、過去の前例から一定の規則があると主張した。第一は、自衛権行使の正当性の判断は総会または理事会に付すること、第二には、暴力行為は被害国に戦争に訴える権利を与えないこと、そして第三の規則は自衛行為が危険に比例する範囲内で認められることである⁷⁴。これらはそれぞれが「帝国政府意見書」などに見られる日本の主張（妥当性判断権の独占、日貨ボイコットなど反日運動の戦争的色彩を以ての自己正当化、及び自衛措置の規模が法益の重要性に比例すること）を否認するものであり、中国同様、政治的妥協よりも原則の厳格な適用を重視したものであった。

総会は日中両国を含まない十九人委員会に問題を付託して閉会した。1933年2月24日に開かれた連盟総会でリットン報告書採択・満州国不承認を盛り込んだ十九人委員会の報告・勧告案に日本は単独で反対し、松岡代表は退場、3月27日に連盟脱退を通告した⁷⁵。連盟の議論の場において日本の自衛権主張は、主にその規模が正当な範囲を逸脱している点を以って、否認されたのである。

最後に日本の主たる国際法学者たちの満州事変と自衛権に関する言説を見ておく。事変当事にあつて最も積極的に日本の立場を擁護したのは立作太郎である。立は日本の行動は自衛行為であるから不戦条約や連盟規約と抵触しないとの主張を繰り返し論じ⁷⁶、リットン報告書で日本の主張が否定されたことは認めたものの⁷⁷、中華民国が「連盟国たるの資格」を有していないとし、特殊国に対しては国際法の経常的な適用が行われず、他国は直接行動をとらざるを得ないとの説を引用して日本の主張を擁護した⁷⁸。しかし中華民国は当時連盟の理事国の地位を占めており、一方的に国と認めない、と言うのは極めて奇異であるし、辻褄を合わせるための詭弁とも取れる。また、立の意見は明らかに自衛権解釈を広義に解釈しようという意図が見えており、現に「満州に於ける我国の利益は、(自保権の存在を認め得るとせば)自保権に依り擁護さるるに適する我国の重大利益と称するを得べきである」⁷⁹などと述べており、わざわざ「自保権の存在を認め得るとせば」と注記しているのは立自身が「自保権の概念は衰微の方向にある」ことを認めていたからに他ならない⁸⁰。同じく国際法の権威である横田喜三郎は、仮に柳条湖事件に関する日本の主張が真実であっても、リットン報告書と同様に、その行動の規模の大きさから、日本軍の行動は

「自衛の行動ではない」と断言している⁸¹ほか、日本が当初から主張していた先制的な自衛権の発動についても、「かような戦争条理なる一般的の法理が現実の国際法上の規則として存在することとは認められ得ない」とし⁸²、これを否定した。また日本軍が占領を続けている最中に行政機能を接収したことに関し、立は占領地域の治安維持が居留民の安全を守るために必要ならば占領を続けても「多年の懸案に関する談判」をしても「不戦条約に違反すること無」しとした⁸³のに対し、横田は連盟規約 12 条並びに 15 条によって連盟に諮ることを避けるべきではないとした⁸⁴。また田岡良一はリットン報告書の事実認定と、不戦条約で留保された自衛権は武力攻撃から自国を守るものために武力を行使する権利に過ぎないという立場から、日本の自衛権主張は成り立たないとしている⁸⁵。

こうした法学者たちの意見の相違は、連盟の場での日本と中国及び小国との意見の相違と類似している。すなわち、自国外にその範囲が及ぶか、自衛権発動の正当性は最終的にも発動国が判断すべきか、攻撃以前の満州の状況に対する考慮をすべきか、武力攻撃以外の攻撃、それも居留民の安全のみならず「満州特殊権益」という漠然としたものを対象とした攻撃をも発動要件とできるか、そして自衛措置の規模は相手の攻撃の大きさにも依るのではなく、守るべき利益の大きさにも比例するものか、といった点である。そして何れの点においても日本の主張が戦争違法化の構想内に位置づけられるべき自衛権をその枠組みから逸脱して使用したのであり、このような広義な自衛権で全ての軍事行動を正当化することが連盟国の容認できるものではなかった⁸⁶ことは明白である。しかし、例えば自衛権発動の正当性の判断はいつ、どの機関が、何を以ってして行うかについての取り決めは何等存在しなかったことや、アメリカ・イギリスも広義の自衛権解釈をとっていた（日本はそれらを頻繁に引用していた）ことなど、日本が広義の自衛権解釈を主張しえた背景には事変時の大国の宥和的態度のみならず、自衛権に関する合意や国際条約の整備の遅れが確かに存在していた。そして、にもかかわらず、自衛権によれば連盟規約、不戦条約などの違法性が全て阻却されるという考えが少なからず存在していたことも問題である。これらの理由から日本軍の行動を条約違反（少なくとも紛争の平和的解決を定めた不戦条約 2 条違反）のものとして確定できず事変は拡大したものと思われる。

IV. 戦争違法化体制の不備

人類の歴史の中で、戦争は常に多くの人々の生命を奪ってきた。特に、史上初めての世界大戦では、一般市民を含む数え切れないほどの人々の生命が無惨にも奪われることとなった。この第一次世界大戦の後で、世界各国はこのような惨事を繰り返さないようにする体制を作ることを決意した。その体制こそが、国際連盟であり、これといくつかの条約によって作られた戦争違法化体制だ。当時の人々は、この体制が地球上から一切の戦争を無くすことが出来るはずだと信じていた。しかし、この体制が成立して間もなく、満州事変という、武力による他国領土に対する侵略行為⁸⁷が起きてしまった。戦争違法化体制が存在していたにも拘わらず、このような事件の拡大が許されてしまったのはなぜだったのか。そこには戦争違法化体制の制度的な欠陥が関わっていたのだろうか。それとも、同体制の運用に誤りがあったのだろうか。この章では、まず当時の戦争違法化体制の意義について理解するために戦争違法化の歴史について簡単に触れてから、前章を踏まえ、満州事変に関する戦争違法化体制の制度面・運用面においての問題について考えていきたい。

A. 戦争違法化の歴史

戦争を違法化するという試みは、第一次大戦後に初めて実現されたものであった。ここでは、満州事変当時の戦争違法化体制の目的と性質を理解するために、同体制の歴史について説明していきたい。

戦争を違法化するという考えそのものは、第一次大戦後に生まれたのではなく、そのずいぶん前から存在していた。「正当な戦争」に関する考えはローマ帝国時代から存在しており、その後もアクィナスやスアレス、ベラルミンなどによって、正当なる戦争の条件が、不当な戦争を違法化するために考案されていった⁸⁸。しかし主権国家の概念が重要になると、各国は国家間の協調よりも自国の利益を追求するようになり、正当な戦争の概念は、各国が行なう戦争を正当化するために用いられるようになった⁸⁹。また第一次世界大戦前にも、平時に他国を攻撃したり、軍隊を進入させたりすることは平時国際法によって許されなかったが、一度戦争が宣言されれば

戦時中の適用について特別に規定のない条約は全て無効となり、戦時国際法の許容する範囲内の攻撃は何でも合法とされた⁹⁰。

しかし、史上最大の犠牲者を出した第一次世界大戦の惨事を経験して、多くの国々は戦争が再び起きない世界を作ることの必要性を強く感じるようになった。その結果生み出されたのが、国際連盟を軸とした、第一次大戦後の戦争違法化体制だ。まず、アメリカのウィルソンの提案によって創設された国際連盟によって、一部の戦争は違法化され、国家間紛争の平和的解決と連盟規約違反国への制裁が規定された⁹¹。その後、国際連盟規約が違法としていなかった戦争をも違法とした不戦条約が締結された⁹²。これによって戦争行為自体が違法とされ、戦争状態の発生が開戦国にとって有利となることはなくなったと同時に、戦争行為の正当化は非常に困難になった。

B. 戦争違法化体制の制度的不備

戦争行為を国際社会全体として違法化することは、悲惨な戦争の歴史から人類を解放出来るはずだった。戦争が違法化されていたにも拘わらず満州事変の拡大が起りえた理由の中には、当時の戦争違法化体制自体が抱えていた制度的な不備が含まれると考える。この節では、このような戦争違法化体制の制度的不備について検証していくことにしたい。

まず戦争違法化体制の制度的問題として挙げられるのは、国際連盟規約による戦争の違法化が不完全であったことだ⁹³。国際連盟規約によって違法とされていた戦争には、次のものが含まれる。

- ・他国の領土保全や政治的独立などを侵害する戦争（第 10 条）
- ・国際紛争解決のための戦争（第 12 条）
- ・仲裁裁判及び理事会・国際司法裁判所に付託された紛争に関する判決や報告が出てから 3 ヶ月以内に開戦される戦争（第 12 条）
- ・仲裁裁判判決に服した当事国に対して、他の当事国が戦争に訴えること（第 13 条）
- ・紛争当事国を除いた全理事国が同意した理事会勧告に応じた当事国に対して、他の当事国が戦争に訴えること（第 15 条）
- ・当事国を除いた全理事国と他の連盟国の過半数の同意した総会勧告に応じた国に対して他方の当事国が戦争に訴えること（第 15 条）

しかし、自衛戦争や制裁としての戦争、国際裁判判決を両当事国が拒絶して3ヵ月以降に開始された戦争のように、上に含まれない戦争は一般的に違法化されなかった。

この点を補填したものが不戦条約であり、「国家の政策の手段としての戦争」の放棄と、締結国間の紛争を「平和的手段以外」で処理又は解決しないことが定められた。しかしこの条約締結交渉において自衛戦争が留保され、満州事変においてはそれが日本に満州侵攻の口実を与えたという事を認めざるを得ない。更に、連盟規約が合法とした戦争を含むほぼ全ての戦争を違法としていた不戦条約が、一切の制裁機能を持っていなかったことも大きな問題だと考えられる⁹⁴。不戦条約が連盟規約の下ではグレーゾーンであった戦争を一般的に違法化し、戦争違法化体制へ貢献したことは多くが認めるところだと言える⁹⁵。しかし、窃盗などの犯罪が違法と規定されても社会から窃盗行為がなくなる訳ではないように、いくら戦争を違法化しても、そのことによって戦争が国際社会からなくなる訳ではない。つまり、戦争違法化を徹底するためにより重要なのは、単純にあらゆる戦争を違法とすることではなく、実際に発生した紛争が戦争へと拡大する前に平和的方法によってそれを解決することだ⁹⁶。不戦条約は、締結国に国際紛争解決のための戦争の禁止や一切の紛争の平和的解決を定めるといふ、連盟規約以上に強力な戦争違法化機能を有しているが、制裁規定がないことから十分な強制力を有していたとは言えず、現に条約の実質的な拘束力への疑問は当時から田岡良一を始めとする法学者から指摘されていた⁹⁷。したがって、国際社会は不戦条約を用いて同条約違反国を非難することは出来ても、同条約によって戦争を強制的に停止させることや紛争の平和的解決を強いることは出来なかった。

次に問題として挙げられるのは、連盟規約中の「戦争」の厳密な意味が明記されていなかったことだ。この意味を国際法上の戦争状態に限定するか、それとも適用上の解釈の余地を与えるかについては多くの議論があったようだが、連盟規約の作成に当たっては、ある程度の解釈の余地を残した方が理事会や連盟国の戦争認定を制限しなくてよいだろうとされた⁹⁸。たしかに余りに固定的な定義付けをすれば、時代の変化に対応できなかつたり、定義の抜け目を突いた武力行使が「合法的」に行われうるかもしれない。しかし曖昧な定義を取った場合にもそれは起こり得た。満州事変がまさにそうした事態であり、連盟は結局最後まで、日本の軍事行動を「戦争に訴えたる」ものであると明言しなかった⁹⁹。自衛戦争と前述のもの以外の「戦争」に訴えたとなれば、連盟は12条違反などを根拠に素早い態度が取り得ただろう。

ほかに考えられる問題は、連盟規約の中で、紛争当事国が連盟理事会勧告や総会勧告を履行する義務が明記されていなかったことだ¹⁰⁰。規約第15条に基づいて紛争を解決しようとした場合、連盟による紛争解決への試みが成功しなければ、同条4項に基づいて勧告を記載した報告書が作成されることとなる¹⁰¹。第16条によれば、第15条の適用自体に反発したり、同条による勧告を無視したりすれば、連盟による制裁が実施可能となると考えられる¹⁰²。しかし、第15条の適用に同意し、同条による勧告の存在を認めたとうえで、「遺憾ながら承認出来ない」と言って勧告の受諾を拒否した場合、その行為は必ずしも第16条の制裁の対象とはならない¹⁰³。こうした義務の不履行については国際連盟として非難することが可能であり、これは国際連盟における自国の地位を重要視する国に対しては有効に働く可能性があるが、それを重視しない国に対しては、用を為さない。いくら国際連盟として合意した決定事項を提示することが出来ても、それらを紛争当事国に履行させる拘束力が欠如しては、戦争違法化プロセスの進行は紛争当事国の判断に依存してしまうこととなる。満州事変においては、1931年12月10日の理事会決議に基づいて送られたリットン調査団によって作成されたリットン報告書が事態解決のための提案をし¹⁰⁴、連盟はこのリットン報告書を基礎とした当事国間の交渉などを提案したが、日本はこれに対して全く不同意であることを表明し、1932年末までには軍事行動を長城線内にまで拡大させていた¹⁰⁵。このようなことが起こりえたのは、連盟の報告書に従う義務や従わなかった場合の制裁が規定されていなかったことも原因だと考えられる。

また連盟の集団的安全保障機能を強化するには、全国家による加盟と制裁の義務的適用、実施が望ましいが、これらのいずれも実現していなかった。満州事変に関しては、規約第16条による日本への制裁に反対する国と賛成する国との間で合意が得られず、最終的には1938年9月30日に採択された理事会議長報告に基づいて、各国が「個別的」に制裁を行なうということになってしまった¹⁰⁶。こうして全国家による集団的な制裁が実現出来なくなった以上、経済制裁による効果は望めなくなった。

他に問題として考えられるのは、紛争の平和的手段による解決が義務付けられていた一方で、各国の利害を調節する仕組みを国際社会が十分に備えていなかったことだ¹⁰⁷。たしかに、不法な権益侵害は各国が規範順守に努めていけば起こりえないことかもしれないが、自国の重要権益が目の前で外交交渉に応じない他国によって侵害されており、武力行使による以外その権益を守

る術がないと考えられる状況が現実に発生しないとは言い切れない。このような状況に陥った場合、当時の国際社会においては、連盟規約 12 条に基づき仲裁裁判若しくは司法的解決又は聯盟理事會に問題を持ち込むか、自衛手段をとるほかに自国の權益を守る方法がなかった。しかし自衛以外の平和的紛争処理には多くの時間を要する上大国の意向も反映されやすく、有効な手立てを与えてくれるものとして十分なものではなかった。戦争違法化を徹底するためには、戦争行為を禁止する規定もちろん必要だが、それと並行して、各国が戦争に訴えなくとも自国の權益を守ることが出来る平和的紛争解決の仕組みを整備することも必要だったと言える。

C. 戦争違法化体制の運用面での不備

前の節では、満州事変当時の戦争違法化体制の制度的不備について述べた。しかし、同体制の戦争防止作用が実際に機能しなかった理由は、制度上の問題のみではなく、その運用における諸問題にもあったと考えられる。この節では、戦争違法化体制が運用に移される過程において、同体制の弱体化に招いたと考えられる諸要因について考察していきたい。

まず戦争違法化体制の運用の上での問題として挙げられるのは、同体制の適用が大国の行動や意向に強く影響されていたこと、つまり大国主義ともいえる状態が存在していたことだ¹⁰⁸。国際連盟という形で多くの国が一つ屋根の下に入ったとはいえ、依然として大国が小国よりも大きな影響力を持ち、様々な状況において優位となっていた。このために満州事変においても、英仏と貿易上あるいは連盟の運営上、更に中国權益との関係で密接な関係にあった日本の行動には宥和的な態度が取られた。たとえば連盟は、1933 年 2 月 24 日に可決された報告において日本が主張した自衛権を否定したものの、日本を侵略国とは認定せず、この報告に基づいて規約第 16 条による日本への制裁を発動させることもなかった¹⁰⁹。このように事変期に見られる大国の宥和政策を始めとする一部の国家の思惑の為に、連盟は日本の行動を非難はしたものの、安全保障機能・戦争防止機能としては全く不十分な成果しか残せなかったと言わざるを得ない。

また、条約違反国に対する経済制裁の実施についても問題があると言える。連盟規約第 16 条では、連盟非加盟国をも含む国々による経済制裁の実施が規定されている¹¹⁰。しかし、連盟加盟国でさえ経済制裁に参加する義務を負うことはなく、非加盟国は連盟の要請に応じる義務を負わない¹¹¹。経済制裁を発動するに当たっては、全国家がその実施に参加しなければ、制裁を受け

る規約違反国は制裁発動後も制裁に参加しない国々と貿易を継続することが可能となる。そうすれば、違反国を経済的に孤立させて損失を与えるという、経済制裁の意義が失われてしまう。また、このように一部の国家が制裁に参加しなかった場合、制裁に参加した国は規約違反国と貿易が出来なくなるために経済的損失をこうむり、制裁に参加しなかった国々は違反国と独占的な貿易が出来るために利益を得るといふ事態も起こりかねない。このように、経済制裁を行ってもそれが違反国に十分な損失を与えない上に、経済制裁によって制裁参加国が不利益をこうむるような場合には、はたして経済制裁を行う意味があるのか疑問だと言える。

常任理事国の楽観的態度も重大な不手際だ。満州事変においては、そもそも日本は事変発生から6年後の1937年まで侵略国として認定されなかった。満州事変発生直後の1931年9月30日の連盟理事会の決議は、主に日本と中国に対して事変解決のための努力を求める内容であり、違法行為の取り締まりというよりも外交的手法による紛争解決を主眼としたものだった¹¹²。これは、日本と中国が素直に連盟の提案に従うことを仮定すれば、対等な関係にある主権国家同士の紛争解決策としては妥当だったといえるかもしれない。しかし、このようにやや楽観的ともいえるような、当事国の主体的意思に任せた連盟の対応が、その後の事変の拡大を少なからず助長してしまっただけでなく、否定的な結果をもたらしたことは否定出来ないだろう。

さらに、日本を「侵略国」と認定した1937年10月7日の理事会議長報告採択前の9月28日には、天羽英二駐スイス大使はイギリスの連盟代表に対して、決議が第16条について触れれば日本はイギリスに対して交戦権を行使すると圧力をかけて、日本の国益を達成しようとしていた¹¹³。そのため日本との対決をイギリスが恐れ、上記報告が「理事会決議」ではなく「議長報告」とされたと考えられる。最終的に日本は、連盟が日中間での戦争状態の存在を認定したことを受けて、「第16条の制裁措置を実行し来る国があれば帝国政府は之に対し対抗措置を講ずるの決意あり」との考えを表明した¹¹⁴。制裁の実効が条約によって正当とされていたとしても、自国が報復される危険があることを知った上でもなお制裁を実行しようとする国は少ないだろう。制裁が連盟全体としてではなく個別に行なわれるとされていた以上、なおさらだといえる。そして現に制裁はヨーロッパの情勢の緊迫のために実現しなかった¹¹⁵。つまり、戦争違法化体制の目的達成のためには全く不合理な非団結的な性格も、制裁の実行を実質上不可能にしてしまったと言える。

D. おわりに

第一次世界大戦の悲劇を繰り返さぬようにと作られた戦争違法化体制だが、満州事変の拡大に対処するに当たっては、当時の戦争違法化体制の制度上また運用上の様々な要因がその拡大阻止を困難にしていた。制度上の問題としては、国際連盟規約が一部の戦争を合法として戦争実施の抜け道を用意していたこと、「戦争」の厳密な意味が連盟規約において規定されていなかったこと、紛争当事国に連盟理事会勧告や総会勧告を履行する義務がなかったこと、紛争当事国が連盟による勧告に応じる義務を持っていなかったこと、全国家による連盟加盟と全国家による制裁への義務的参加が実現していなかったこと、そして自力で武力に訴える以外に各国が自国の権益を危険から守る仕組みがなかったことが挙げられる。また、戦争違法化体制の運用上の問題としては、大国の持つ圧倒的影響力、経済制裁成功の非現実性が考えられる。

しかし世界の大国同士が結束して戦争をなくすための体制を準備したことの歴史的意義は特筆すべきであり、全ての加盟国が諸条約の規定に忠実に従ってさえいれば鉄道爆破事件が常任理事国の連盟脱退へと進展しなかっただろう。あるいは事変の遠因となった日中間の緊張状態さえも未然に排除出来たかも知れない。しかしこれまでに見てきたように、その体制は余りにも狙うべき抜け道を多く孕んでおり、戦争を禁止するという理念の崇高さに比べて余りにも脆弱なものであったのだ。

V. どうすれば満州事変の拡大を阻止しえたか

様々な要因により、国際社会は満州事変の拡大を防ぐことに失敗し、第二次世界大戦の勃発を避けなかった。どのようにすれば、そしてどのような条件が整っていればこのような結果を避けることが出来たのだろうか。歴史にイフはないが、この章ではその疑問について考え、更に戦後における諸問題の動向にも目を通す。

A. 不備を踏まえて考え得る改善

満州事変の拡大防止においてまず必要だったと考えられるのは、迅速な現状把握だ。満州事変発生直後においては、連盟国の多くが満州事変の現状を十分に把握し切れておらず、その現状認識において日本と中国代表による情報に大きく頼ってしまっていた。しかし、当事国同士による現状報告には一致しない点が多くあり、その信頼性の疑われる情報の一方に基づいて判断せざるを得ない場面は多々あった。たとえば英国及び連盟理事会議長は、日本軍がまだ軍事行動を拡大させようとしていたにも拘わらず、ほとんどの日本軍が満州鉄道附属地に帰還しつつあるという日本の声明を錦州空爆事件発生まで信頼しており、1931年9月25日の公開理事会において、事態の緩和と平和の確保に対する満足を表明していた¹¹⁶。このような態度を示すことによって、連盟を騙して違法行為を継続することが可能だと違反国に思わせないためにも、また間違った情報に基づいた決定を下さないためにも、連盟は日本の拒絶反応に屈せず速やかに調査団を派遣して正確な事実認定を行い、そのうえで判断を下すべきであったと考える。

また戦争の拡大を許さないためには、戦争を違法化するに当たって例外を作らないこと、そして各国によるその規定の順守を確実にするための徹底した制裁機能の整備が必要だと考える。満州事変当時の戦争違法化体制において、国際連盟規約と不戦条約によってほとんどの戦争行為は違法とされていた。しかし前章に既述のように、国際連盟規約は自衛戦争を含む数々の例外を設けており、不戦条約にはそもそも各国による同条約の順守を確実にするための制裁機能が欠如していた。日本が何年間も自国の行動の正当性を主張し続けることが出来たのは、このような抜け道が存在していたためだといえる。このような事態の発生を防ぐためには、日本が自己を正当化

することが出来ないような規定を作る必要があったと考える。そのためには、全ての戦争、あるいは全ての武力行使をも違法とする規定が必要だったのではないか。

そして連盟理事会勧告や総会勧告を履行する義務を連盟規約に明記することも、満州事変の拡大阻止のために必要だったと考える。満州事変においては、リットン報告書が数々の提議をしていたにも拘わらず、連盟規約において勧告を履行する義務が規定されていなかったために、日本はそれらの提議を不服とし、履行せずとも何の損失や制裁も受けずに済んでしまった。日本の戦線拡大を阻止するためには、紛争当事国を除いた全ての理事国が同意した理事会勧告及び紛争当事国以外の加盟国の大多数が同意した総会勧告に対する履行義務、そしてこの義務不履行に対する制裁を連盟規約に明記することが必要であったと考える。

さらに、全ての国家による連盟への加盟及び全加盟国による制裁の義務的实施が実現していれば、日本は戦争行為を始めるに当たってより慎重になっており、武力行使を思いとどまっていた可能性もあると考えられる。連盟規約には規約違反行為に対する制裁が規定されていた。しかし、こうした制裁に全加盟国が参加する義務があるとは一切規定されておらず、非加盟国の参加の実現は困難であった。満州事変当時には大国主義や各国との外交関係が重要であった以上、このような制裁規定の下では、大国の一つであった日本に対して実際に制裁を行使する国が多くないであろうことは、既に述べた。連盟に制裁能力がありながらも日本が敢えて戦争行為を行なったのは、このような事情のために、連盟規約による制裁が実際に発動される可能性が低かったからだと考えられ、実際前述したように、陸軍は16条適用による経済制裁を脅威とは考えていなかった。よって、日本による武力行使を思いとどまらせるためには、全ての国家による連盟への加盟と、全加盟国による制裁への義務的参加が連盟規約に明記されているべきだったと考える。

次に必要だったと考えられるのは、連盟規約や諸条約に現れる諸概念や不文律の「自衛権」概念をより厳密に定義することだ。連盟規約においては、「戦争」の定義のように、意味が曖昧なまま用いられている言葉や、適用の条件が曖昧である条項がたくさんある。規約起草者などによれば、このような曖昧な表現は、あまりにも厳密な表現のために、連盟がそれに当てはまらない事柄について柔軟な対応をすることが出来なくなってしまうことを恐れたからだという¹¹⁷。たしかに、対象とされる事柄が誰の目にも明らかに違法とされるべきものであれば、このように柔軟な対応を可能にするための曖昧な表現は非常に有用だといえる。しかし、現実にはそこまで明ら

かに違法と分かるような事柄ばかりが起きる訳ではなく、そうした場合には自国に都合のよい解釈を主張することがむしろ当たり前の外交である。こうしたことから、国際社会における戦争違法化を強化するためには、連盟規約などの条約の条項や紛争に係る諸概念をより厳密に定義し、それに対応して実行すべき事柄を決めておくことが必要であり、そのためには国際法及び裁判組織の成熟も必要だと考える。

これらのほかに、武力に訴えずとも各国の権益を守ることが出来る体制を作ることも、日本による満州事変の拡大を防ぐために重要だったと考える。満州事変において日本が自衛権行使の理由のひとつとして挙げたのは、中国の激しい反日的運動に曝されていた満州権益の保護であった。運動を積極的に先導した中国政府も、連盟理事国でありながら既存の平和的紛争処理手段に訴えようとしなかった日本の行動も当然問題であるが、迅速かつ強力な方法で紛争に介入できる中立的機関が不在であったことも問題として無視できない。各国が自ら武力を行使せずとも自国の権益を守ることが出来るような体制を整備することが、自国の権益保護を口実とした不当な自衛戦争や武力行使の発生を防ぐためには不可欠だといえるだろう。

また、満州事変を拡大前に阻止するためには、大国の動向や大国主義に配慮せずとも戦争違法化体制が適切に運用されるようにすることも必要だったと考える。当時の国際社会では、何事に関しても小国は強い経済力と軍事力を持つ大国の様子を見ながらの行動しかとれず、そのため戦争違法化体制の運用も大国の動向に左右されていた。制裁の発動に関しても、全加盟国が制裁に参加する義務が規定されていなかったために、大国が積極的に参加しない場合に制裁が発動されることは不可能に近かった。いくら日本が大国の一員であったとはいえ、連盟の全加盟国が制裁に参加すれば、日本は相当の損失を被っただろうと考えられる。それでも制裁が実施されなかったのは、イギリスなどの大国が日本との対立を避けようとして制裁への参加に消極的だったためだ。大国が国際社会であまりに大きな影響力を行使することを防ぐためには、どの国家も対等である国際連盟総会での議決の重要性及び影響力を高める必要があると考える。連盟総会ではどの国家も等しく一票を持ち、その一票の影響力は大国も小国も同じだ。連盟規約において総会での議決の影響力及び効力を高めれば、大国も小国の意思を尊重して行動せざるを得なくなると共に、一部の大国の意向のみによって連盟全体の行動が左右されることもなくなるだろう。こうしたことから、満州事変のような常任理事国が絡む事件の拡大防止のためには、重要な国際問題を早い

段階から総会で審理し、大国の動向や意向の影響を必要最小限に抑えて、戦争違法化体制の適切な運用を常に確実にできるようにする制度が必要だったと考える。

以上のような制度的不備に対する改善案もまた何かしらの欠陥を含み、予想外の事態に対し理想通りの働きを為し得ないかもしれない。しかし、そうした不確実性の下にあることがわかっているにもかかわらず、過去の失敗を厳しく反省し不備の改善を図ることによってのみ戦争廃絶の理想へと近づくことが可能となるのである。

B. 戦後の国際社会

満州事変の終息後、数年を経たのち国際社会は第二次世界大戦に突入し、第一次世界大戦よりもさらに多くの犠牲者を出した。そして大戦後、国際連合を中心とした新たな安全保障体制が形成されることとなった。国際連合では、国際連盟の持っていた欠落の数々が改善されたと言われるが、これまで指摘した不備はどのように改善され、そしてどのような結果を生んでいるのか、ごく簡単に数点に的を絞る形にはなるが、触れておきたい。

まず、2009年8月現在、国際連合に加盟していない独立国及び準国家はバチカン市国とパレスチナのみであり、実質的にはほぼ全ての独立国の加盟が実現している¹¹⁸。これは連盟が達成できなかったことだ。そしてその憲章の前文において「共同の利益の場合を除く外は武力行使(armed force)を用いないこと」が規定されており、一定の留保はついたものの、原則として全ての武力行使がとして禁じられている。事変の際問題となった自衛権行使についても、憲章第51条では、「武力攻撃(an armed attack)」があった時には、「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」、個別的・集団的自衛権が認められるが、自衛権を行使した際はそれを速やかに安保理に報告することも定められ、自衛権行使は武力攻撃への反撃にのみ限り、しかも国連の集団安全保障体制の中で暫定的・補助的機能に限定することにした¹¹⁹。また第6章において、安保理や国際司法裁判所、新たに明文化された「地域的機関」などの諸機関による平和的紛争処理の手段も規定されている一方で、第7章では「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為」が存在する場合に安保理が経済制裁及び強制措置採択することを可能にしている。この第7章は内戦を含む様々な「平和に対する脅威」に対する国連の行動を可能にしてきた¹²⁰。またEUを代表とする、国連の外にある地域的共同体が紛争解決に果たす役割も大きい。

しかし、言うまでもなく戦後の世界から戦争や紛争が無くなったわけではない。国際連合は非植民地化のプロセスには積極的な関与を見せたが、キューバ危機やソ連のハンガリー侵攻などの冷戦期においては、大国間の重大利益がかかる紛争に国連が仲介役を果たせたとはいえず、第7章の制裁規定の「死文化」とまで言われた¹²¹。これは国連安保理の理事国が第二次世界大戦の戦勝国である5大国に限られ、しかもその各国が拒否権を有している背景と不可分であり、その問題は現在も変わらない。また自衛権に関しても、満州事変とは多少異なった文脈で「先制自衛」が唱えられるようになった。即ち、核兵器やミサイルが現存する現代においては第一撃(first attack)によって致命的な破壊を与えられるので、攻撃を事前に阻止するために「先制自衛」が主張され、さらには急迫していない脅威に対して「予防自衛」という主張までがなされるようになった。また9・11事を機にテロリストが拠点を置く国家に対する自衛権行使が可能であるかも議論された¹²²。自衛権を巡る論争は時代の変化に沿った変容をしているものの、依然として安全保障の重大懸案であり続けているのだ。2003年のイラク戦争などにおいて、アメリカは恣意的としか言えないような法執行活動を、武力を用いて多数行なっている¹²³ことも記憶に新しい。

このように現在の安全保障体制は戦前のそれと比べて格段に拡充されているものの、どれだけ法や体制の整備を充実させたとしても、戦争禁止の実現が最終的には各国の意思、それも特に大国の意思にかかっている点は戦前と大きく変りないことがわかる。しかし戦前とは異なり、現在の国際社会においては、非政府組織が国連総会にオブザーバーとして出席することが認められているように、市民社会が大きな影響力を持つ。国家同士の関係においては国益の擁護が目的達成のための足枷となってしまう可能性が大きい以上、国益と関係のないトランス・ナショナルな非政府組織が平和を志向する国際世論を形成して戦争の芽を摘むことに対し、大きな期待が寄せられるようになったのだ。今後はこうした運動のさらなる推進と、頻発する「国家対国家」の形を取らない紛争に対応する新たな制度の確立が望まれる。

34、 文字 (3頁以下、註含む)

- ¹ 立作太郎『時局国際法論』（日本評論社、1934年）35頁。
- ² 立作太郎『国際連盟規約論』（国際連盟協会、1932年）140頁以下、横田喜三郎・立作太郎『平時国際法第二部・国際連盟規約』（日本評論社、1937年）45頁以下。また、船尾章子「多国間主義にもとづく領土保全の保証：国際連盟規約第10条の教訓」神戸市外国語大学外国学研究63号（2006年）31頁以下。本小論では「擁護」や規約後半の「手段の具申（advice upon the means）」に係る「担保義務」「保証義務」の問題について深く掘り下げることにはしない。前述の立の著作に詳しい。
- ³ 船尾章子「多国間主義にもとづく領土保全の保証：国際連盟規約第10条の教訓」神戸市外国語大学外国学研究63号（2006年）30頁。
- ⁴ 立・前掲注(1) 109頁。
- ⁵ 立・前掲注(1) 10頁。
- ⁶ 古屋哲夫『『満洲国』の創出』山本有造ほか『『満洲国』の研究』41頁（京都大学人文科学研究所、1993年）。
- ⁷ 吉見義明「満洲事変論」江口圭一ほか『体系・日本現代史1日本ファシズムの形成』（日本評論社、1978年）42頁。
- ⁸ 古屋・前掲注(6) 41頁。
- ⁹ 片倉衷「満洲事変機密攻略日誌」小林龍夫・島田俊彦『現代史資料7』189頁（みすず書房、1964年）。
- ¹⁰ 古屋・前掲注(6) 47、50頁。
- ¹¹ 片倉・前掲注(9) 285頁。
- ¹² 吉見・前掲注(7) 58頁。
- ¹³ 古屋・前掲注(6) 63頁。
- ¹⁴ 古屋・前掲注(6) 61頁。
- ¹⁵ 吉見・前掲注(7) 59頁以下。
- ¹⁶ 外務省『日本外交年表並主要文書（下）』（原書房、1965年）217頁。
- ¹⁷ 半藤一利『昭和史 1926-1945』（平凡社、2004年）105頁以下
- ¹⁸ 外務省・前掲(16) 215頁。
- ¹⁹ 日本国際連盟協会「国際知識」13巻1号(1933年)付録に掲載の議事録、146頁以下。
- ²⁰ 外務省・前掲注(16) 194頁。スティムソン宣言への回答において、そのこと自体条約の拘束力には何ら影響しないとしながらも、中国国内には「国情の変化」「不安紊乱」の状態があるので、条約の適用は現実の事態に即して行い、厳格な適用は避けるべきとの考えを示した（外務省・前掲注(16) 195頁）。
- ²¹ 伊香俊哉『近代日本と戦争違法化体制』（吉川弘文館、2002年）210頁以下。
- ²² 国際連盟協会『リットン報告書 完全復刻』（角川学芸出版、2006年）208、279頁。
- ²³ 外務省・前掲注(16) 215頁。
- ²⁴ 片倉衷「第二課日誌」島田俊彦ほか『太平洋戦争への道 資料編』170頁（朝日出版社、1988年）。なお本論では伊香・前掲(21)の230頁以下に拠った。
- ²⁵ 片倉・前掲注(24) 356頁以下。
- ²⁶ 伊香・前掲注(21) 231頁。
- ²⁷ 片倉・前掲注(24) 170頁。
- ²⁸ 立・前掲注(2) 159頁。この自衛権に基づいた攻撃であれば10条に触れないという主張の論拠は定かでないが、横田喜三郎も同趣旨の主張をしている（横田喜三郎「満洲事件と国際法」国際法外交雑誌31巻4号43頁以下（1932年）68、70頁）。なお立作太郎は何度も外務省嘱託や委員などに任じられ、講和会議にも委員随員という肩書きで参加しており、外務省とは関係浅からぬ人物であった。（岩本聖光「日本国際連盟協会～30年代における国際協調主義の展開～」立命館大学人文科学研究所紀要85号115頁以下（2005年）143頁）。
- ²⁹ 立・前掲注(2) 36頁。
- ³⁰ 立・前掲注(2) 108頁以下。
- ³¹ 横田喜三郎「満洲事件と国際法」国際法外交雑誌31巻4号43頁以下（1932年）51頁以下。
- ³² 横田・前掲注(31) 50頁。
- ³³ 横田・前掲注(31) 70頁。ただ果たしてそのような分離があり得るのか、甚だ疑問である。
- ³⁴ 「国民政府宣言内容」外交時報662号（1932年）177頁。

-
- 3⁵ 外務省・前掲注(16) 259頁。
- 3⁶ 篠原初枝「一九三〇年代におけるアメリカ国際法学と外交政策」早稲田法学 73 巻 4 号 65 頁以下 (1999 年) 73 頁。
- 3⁷ 満州国は日本の連盟脱退後も、後の「枢軸国」やその周辺国などによって承認されている。
- 3⁸ 船岡・前掲注(3) 38 頁以下。
- 3⁹ 田岡良一『国際法上の自衛権 補訂版』(勁草書房 1981 年) 150 頁をはじめ、戦後の文献の多くが指摘している。
- 4⁰ 多くの場合 W. W. I 前の自衛権は自己保存権として (少なくとも強く関連付けられて) 語られるので、以下自己保存権とする。
- 4¹ 田岡・前掲注(39) 104、132 頁。
- 4² 横田喜三郎『自衛権』(有斐閣、1951 年) 16 頁。
- 4³ 横田・前掲注(42) 24 頁、26 頁。
- 4⁴ 森肇志「戦間期における『自衛権』概念の一断面」社会科学研究 53 巻 4 号 69 頁以下 (2002 年) 92 頁。
- 4⁵ 森・前掲注(44) 43 頁。
- 4⁶ 古屋・前掲注(6) 41 頁。
- 4⁷ 留保とは多数国間条約の適用を一部もしくは全体の適用を該国に対して制限するものとされ、19 世紀後半から存在し制度として慣習的に成立したとされる。そしてそれが効力を有する条件なども当時国際連盟内で慣行が出来つつあった。しかし不戦条約は従来通りの全権委員の会議によってではなく、各国とアメリカとの通牒交換によって成立したものであり、留保と看做される公文も、明確に「不戦条約の留保」として宣言されたものではなく (それは条約に普遍性を持たせたいアメリカが嫌った)、対米文書中に記されたものである (他国に公表はされてはいる)。よって不戦条約の各国の「留保的条約解釈公文」中に現れる自衛権解釈の法的性質には疑問が生じるのは事実であるが、各国の公文の用語をみると一般的な留保と変わらない (「…の条件のもとに条約に調印する…」など) ことや、条約締結の主導権を握るアメリカが留保的公文に関して各国と相互に黙認あるいは承認し合っていることから、実質的に正式な留保と同様の働きをすると認められている。その為その効力自体について本論で敢えて問題にはしない。参考：小川芳彦『条約法の理論』(東信堂、1989 年) 69 頁以下、信夫淳平「不戦条約と満蒙自衛権」外交時報 591 巻 (1929 年)、立作太郎「多数当事国間の条約に関する留保問題」外交時報 589 巻 (1929 年)。
- 4⁸ 柳原正治『国際法先例資料集 不戦条約 (上)』(信山社出版、1996 年) 144 頁以下。なお、留保を公表する以前にケロッグ米国务長官は、アメリカ国際法協会と同趣旨の演説を行っている。
- 4⁹ 田岡・前掲注(39) 177 頁。
- 5⁰ 柳原・前掲注(48) 361 頁など。
- 5¹ 柳原・前掲注(48) 156 頁。
- 5² 田岡・前掲注(39) 177 頁。
- 5³ 尚、英米の留保に出てくる、他からの「攻撃」について、田岡は「武力の行使」に拠る攻撃としているのに対し、立は武力による攻撃だけに限定されないとする学説を複数紹介している (田岡・前掲注(39) 177 頁、立・前掲注(1) 137 頁以下)。管見に関する限り、他の法学者らは前者の意に「攻撃」をとっていると思われるので、こちらを一般的な解釈として採用する。
- 5⁴ 柳原・前掲注(48) 194 頁。
- 5⁵ 柳原・前掲注(48) 195 頁以下。
- 5⁶ 外務省『日本外交文書 昭和期 I 第二部第一巻』外務省 (1991 年) 156 頁以下。
- 5⁷ 外務省・前掲注(56) 304 頁以下。
- 5⁸ 松井芳郎「日本軍国主義の国際法論」東京大学社会科学研究所編『戦時日本の法体制』382 頁 (東京大学出版会、1979 年)。
- 5⁹ 横田・前掲注(42) 44 頁以下。
- 6⁰ 横田・前掲注(42) 50 頁。
- 6¹ 横田・前掲注(42) 58 頁。
- 6² この事件が中国軍によるものではなく日本軍の自作自演であったことがリットン報告書で

示唆され、また戦後明らかにされている。この前提に立てば事変全体を通し日本軍の自衛権が成立する余地など皆無である。しかし事変当時の国際社会においては明確な事実認定がされていなかったのも、当然「自作自演」を以て日本の自衛権主張を覆すことは不可能であった（しかし連盟での議論において中国は当初から関東軍による謀略説を主張していた）。そのためここでは当時と同じく、柳条湖事件の首謀者について不明であったことを前提として話を進める。

- ⁶³ 外務省・前掲注(16) 181頁。
- ⁶⁴ 国際連盟事務局東京支局『満洲事件に関する理事会の議事：一九三一年九月一九年より一九三二年一月二十五日まで』（国際連盟事務局東京支局、1932年）42頁など。
- ⁶⁵ イギリス代表セシルの発言。国際連盟事務局東京支局・前掲注(64)。
- ⁶⁶ 国際連盟協会・前掲注(22) 152頁。
- ⁶⁷ 松井・前掲注(58) 382頁。
- ⁶⁸ 小林啓治『国際秩序の形成と近代日本』（吉川弘文館、2002年）189頁。
- ⁶⁹ 外務省情報部『満州事変及上海事件関係公表集』（外務省情報部、1934年）268頁以下。
- ⁷⁰ 松井・前掲注(58) 383頁。
- ⁷¹ League of Nations, *Official Journal Special Supplement No. 111*. (1933年) 37頁以下。訳文は横田・前掲注(42) 153頁以下に拠った。
- ⁷² 国際連盟協会・前掲注(19) 131頁以下。
- ⁷³ 国際連盟協会・前掲注(19) 131頁以下。
- ⁷⁴ 国際連盟協会・前掲注(19) 154頁。
- ⁷⁵ 江口圭一『十五年戦争小史』（青木書店、1991年）70頁以下。
- ⁷⁶ 立・前掲注(1)、「最近満州事変に關係して不戦条約を読む」外交時報649号（1931年）、「満州事変と兵力の行使」国際法外交雑誌32巻1号1頁以下（1933年）など。
- ⁷⁷ 立・前掲注(1) 131頁。
- ⁷⁸ 立・前掲注(1) 165頁。
- ⁷⁹ 立・前掲注(1) 153頁。
- ⁸⁰ 伊香・前掲注(21) 234頁。
- ⁸¹ 横田・前掲注(42) 149頁。
- ⁸² 横田・前掲注(31) 46頁以下。
- ⁸³ 立作太郎「最近満州事変に關係して不戦条約を読む」外交時報649号（1931年）8頁。
- ⁸⁴ 横田・前掲注(31) 13頁以下。
- ⁸⁵ 田岡・前掲注(39) 180頁以下。
- ⁸⁶ 飯田真理子「戦争違法化の形成過程に対する日本の対応」黒沢文貴ほか『国際環境のなかの近代日本』283頁（芙蓉書房出版、2001年）。
- ⁸⁷ また、決議第4項には、「日本に対し発せられたる勧誘を日本は拒絶したるに鑑み第17条第3項に依り第16条の規定は現状に於いて適用せられ得べく従って連盟国は前記認定の基礎の上に従前の如く行動し得るのみならず尚個別的に第16条に規定せらるる措置を執ることを得」と書かれている。国際連盟規約第17条第3項には、“If a State so invited shall refuse to accept the obligations of membership in the League for the purposes of such dispute, and shall resort to war against a Member of the League, the provisions of Article 16 shall be applicable as against the State taking such action.”とあることから、日本の行動は戦争行為であったと見なせる。
- ⁸⁸ Dr. Hans Wehberg, *The Outlawry of War: A Series of Lectures Delivered before The Academy of International Law at The Hague and in The Institut Universitaire de Hautes Etudes Internationales at Geniva*, Pamphlet Series of the Carnegie Endowment for International Peace: Division of International Law No.52. William S. Hein & Co., Inc, 2000年. 1頁以下。
- ⁸⁹ Dr. Hans Wehberg, 前掲注(88) 4頁以下。
- ⁹⁰ 石本泰雄「いわゆる『事実上の戦争』について」高野雄一ほか編『現代国際法の課題：横田先生還暦祝賀』293頁（有斐閣、1958年）には、「戦争のためにとくに結ばれた条約は別として、交戦国間に戦前に結ばれた条約はすべて戦争の勃発によって当然に効力を失うとする学説が、以前には存在した」とある。田畑茂二郎『新訂 国際法 下巻』（有信堂、1960年）

- 183 頁以下にも「条約は、戦時において適用されることを予定された条約をのぞき、すべて、戦争の勃発と共に効力が停止され、平和条約によってその具体的な取り扱いが決定される」とある。
- ⁹¹ 伊香・前掲注(21) 18 頁以下。
- ⁹² 伊香・前掲注(21) 42, 48 頁。
- ⁹³ 石本・前掲注(90) 311 頁。
- ⁹⁴ “Kellogg-Briand Pact 1928.” 不戦条約は全 3 条からなる条約であり、その第 1 条で “condemn recourse to war for the solution of international controversies” と “renounce it, as an instrument of national policy in their relations with one another” とすることを宣言し、第 2 条で “the settlement or solution of all disputes or conflicts of whatever nature or of whatever origin they may be, which may arise among them, shall never be sought except by pacific means” とすることを規定している。なお、第 3 条は当条約の批准及び発効などについて定めているので、戦争違法化については大きな意味を持たない。
- ⁹⁵ 伊香・前掲注(21) 37, 41 頁。
- ⁹⁶ 信夫淳平「国際紛争の平和的処理法完成の要」国際知識 11 卷 11 号 (1931 年) 47 頁。
- ⁹⁷ 田岡良一「疑うべき不戦条約の実行」外交時報 654 号 (1932 年)、松原一雄「不戦条約の効果を論ず」国際知識 11 卷 11 号 (1931 年) など。
- ⁹⁸ 松原一雄「制裁」国際法外交雑誌 35 卷 1・2・3 号 (1936 年) 39 頁。
- ⁹⁹ 松原・前掲注(98) 39 頁。
- ¹⁰⁰ 伊香・前掲注(21) 29 頁以下。
- ¹⁰¹ Yale Law School Lillian Goldman Law Library, *The Covenant of the League of Nations, Article 15*: “If the dispute is not thus settled, the Council either unanimously or by a majority vote shall make and publish a report containing a statement of the facts of the dispute and the recommendations which are deemed just and proper in regard thereto.” <http://avalon.law.yale.edu/20th_century/leagcov.asp>
- ¹⁰² 松原一雄『時局関係 国際問題及国際法問題』(斯文院、1933 年) 188 頁。
- ¹⁰³ 松原・前掲注(102) 187 頁。
- ¹⁰⁴ 国際連盟協会・前掲注(22) 3 頁以下。
- ¹⁰⁵ 植田捷雄「平和保障条約と日本の外交：特に満州事変を中心として」国際法外交雑誌 47 卷 3・4 合併号(1948 年)133 頁。
- ¹⁰⁶ 伊香・前掲注(21) 281 頁以下。
- ¹⁰⁷ 松原一雄『満州事変と不戦条約・国際連盟』(丸善書店、1932 年) 204 頁以下。
- ¹⁰⁸ 伊香・前掲注(21) 300 頁。大国主義とは、国際政治の主体はヨーロッパの大国であり、その協調が国際秩序の安定を生むとする、19 世紀以来の外交理念のこと。
- ¹⁰⁹ 外務省・前掲注(16) 247 頁以下。植田・前掲注(105) 259 頁。
- ¹¹⁰ The Covenant of the League of Nations, Article 16, Paragraph 1 “...undertake immediately to subject it to the severance of all trade or financial relations, the prohibition of all intercourse between their nationals and the nationals of the covenant-breaking State, and the prevention of all financial, commercial or personal intercourse between the nationals of the covenant-breaking State and the nationals of any other State, whether a Member of the League or not.”
- ¹¹¹ 小谷鶴次「国際連盟規約による干渉 (三)」国際法外交雑誌 36 卷 3 号 (1937 年) 248 頁。
- ¹¹² 国際連盟事務局東京支局・前掲注(64) 27 頁以下。
- ¹¹³ 伊香・前掲注(21) 282 頁。
- ¹¹⁴ 外務省情報部『支那事変関係公表集 (第 3 号)』(外務省情報部、1938 年) 68 頁。
- ¹¹⁵ 伊香・前掲注(21) 282, 309 頁。
- ¹¹⁶ 参謀本部『満州事変作戦経過ノ概要 (復刻版)』(巖南堂、1972 年) 12 頁以下。
- ¹¹⁷ 松原・前掲注(97) 39 頁。
- ¹¹⁸ United Nations, Non-member States and Entities.
<<http://www.un.org/en/members/nonmembers.shtml>>.
- ¹¹⁹ 家正治ほか『国際紛争と国際法』(嵯峨野書院、2008 年) 116 頁。

-
- ¹²⁰ J. G. メルリス (長谷川正国訳) 『国際紛争処理概論』成文堂、2002年) 261頁以下。
- ¹²¹ J. G. メルリス・前掲注(120) 269頁以下。
- ¹²² 家正治ほか・前掲注(119) 112頁以下。
- ¹²³ 篠田英朗『平和構築と法の支配：国際平和活動の理論的・機能的分析』(創分社、2003年) 138頁以下。